

指定管理者指定議案 説明資料

**令和元年 12 月
浜田市議会定例会議**

目 次

議案第 76 号	指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）	1
議案第 77 号	指定管理者の指定について （浜田市三隅B & G海洋センター、浜田市三隅中央会館多的研修 集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田 市岡見スポーツセンター）	3
議案第 78 号	指定管理者の指定について （浜田市世界こども美術館創作活動館）	7
議案第 79 号	指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）	8
議案第 80 号	指定管理者の指定について（石央文化ホール）	9
議案第 81 号	指定管理者の指定について （浜田市三隅デイサービスセンター）	10
議案第 82 号	指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）	12

（参考）指名理由区分

ア	施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
イ	地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
ウ	公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
エ	現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
オ	その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

議案第 76 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

〔施設所管課〕 総務部 行財政改革推進課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	浜田ビルメンテナンス株式会社	浜田ビルメンテナンス株式会社
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （3 年間）
納付金	栄町駐車場 1,887,000 円 道分山立体駐車場 74,287,000 円 （いずれも 3 年間の合計金額）	79,730,000 円 （3 年間の合計金額）

※現在は、栄町駐車場と道分山立体駐車場の 2 施設に分けて指定している。

2 次期指定管理者の概要

（令和元年 8 月 27 日現在）

名称	浜田ビルメンテナンス株式会社（代表取締役 樫山 陽介）
所在地	浜田市港町 299 番地 17
設立	昭和 59 年 11 月 29 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	114 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市有料駐車場	
	栄町駐車場	道分山立体駐車場
所在地	浜田市新町 33 番地	浜田市黒川町 4181 番地
敷地面積	1,341.42 m ²	1,406.95 m ²
建物構造	—	鉄骨造陸屋根 8 階建
延床面積	—	6,458.44 m ²
収容台数	40 台	245 台
開設年月	昭和 46 年 3 月	平成 16 年 4 月（平成 3 年 1 月築）
設置目的	道路交通の円滑化及び自動車を利用する者の利便に資する。	

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	公募 〔公募期間〕 令和元年 7 月 18 日～同年 8 月 27 日 〔申請者〕 3 者
選定委員会の審査	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 7 日に開催し、委員 8 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 2 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 浜田ビルメンテナンス 641 点／800 点満点（平均 80.1 点） 2 位 A 者 518 点／800 点満点（平均 64.8 点） 3 位 B 者 404 点／800 点満点（平均 50.5 点）
選定理由	浜田市指定管理者選定委員会の答申を踏まえて提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、適していると判断したため

■採点結果（参考）

得点は選定委員会委員 8 人の平均点

審査項目（◆審査基準）	配点	浜田ビル メンテナ ンス	A者	B者
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20点	16.5点	14.0点	10.0点
2 利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5点	3.5点	3.3点	2.5点
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者へのサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 （商店街や周辺施設との連携を含む） ◆利用者ニーズ（利用者アンケートの実施）を的確に把握し、反映できるものか。	20点	16.0点	14.0点	12.0点
4 施設の管理を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20点	17.5点	11.5点	7.5点
5 各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常にかつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	5点	4.1点	3.0点	2.8点
6 安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。	10点	8.0点	6.5点	4.8点
7 納付金及び収支計画 ◆納付金の提案額 ◆収支計画の内容は妥当か。	20点	14.5点	12.5点	11.0点
合 計	100点	80.1点	64.8点	50.5点

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	20点
優れている	4点	8点	16点
普通	3点	6点	12点
やや劣る	2点	4点	8点
劣る	1点	2点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点

議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター）

〔施設所管課〕 教育委員会 生涯学習課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	別表 1 のとおり	
指定管理料	別表 2 のとおり	

2 次期指定管理者の概要 (令和元年 10 月 8 日現在)

名称	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団 (理事長 竹中 弘忠)
所在地	浜田市黒川町 4175 番地
設立	平成 8 年 7 月 1 日
基本財産	75,000,000 円
従業員数	47 人

3 施設の概要

別表 3 のとおり

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、長年に亘って当該施設の管理運営に携わり、多くのノウハウを蓄積しているとともに、専門的な知識・技術を有する指導員やインストラクター等を配置し、高い専門性を継続できると判断したため。また、三隅地域のスポーツ施設を一括して管理運営することで、指定管理料の抑制と効率的な管理運営が可能になるため

別表1 指定の期間

施設名	現 在	次 期
浜田市三隅B & G海洋センター	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日 (2年間)	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日 (5年間)
浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設	平成29年4月1日～ 令和2年3月31日 (3年間)	
浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日 (2年間)	
浜田市岡見スポーツセンター	(2年間)	

別表2 指定管理料

施設名	現 在	次 期
浜田市三隅B & G海洋センター	18,171,741円 (2年間の合計金額)	336,262,000円 (5年間の合計金額)
浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設	10,667,825円 (3年間の合計金額)	
浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設	93,657,602円 (2年間の合計金額)	
浜田市岡見スポーツセンター	1,922,862円 (2年間の合計金額)	

別表3 施設の概要

1 浜田市三隅B & G海洋センター

所在地	浜田市三隅町西河内1240番地1
敷地面積	3,005.05㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造平家建折板葺
延床面積	1,302.25㎡
施設内容	体育館、艇庫、シャワー室、器具庫、機械室、事務室 他
開設年月	昭和57年3月(昭和57年3月築)
設置目的	海洋性スポーツ・レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与する。

2 浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設

所在地	浜田市三隅町古市場 589 番地
敷地面積	5,253.54 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建鋼板葺一部陸屋根
延床面積	1,485.66 m ²
施設内容	1 階 アリーナ、研修室 1、研修室 2、昆虫館 2 階 放送室
開設年月	平成 20 年 10 月（昭和 61 年 6 月築）
設置目的	地域の活性化と農業の振興を推進するとともに、スポーツの振興及び文化の向上を図る。

3 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設

(1) 三隅中央公園

施設の名称及び所在地	①市民野球場 浜田市三隅町古市場 532 番地 ②市民テニス場 浜田市三隅町古市場 611 番地 ③市民陸上競技場 浜田市三隅町古市場 595 番地 ④多目的広場 浜田市三隅町古市場 524 番地 ⑤屋内プール・多目的運動場 浜田市三隅町古市場 2003 番地
敷地面積	①13,396 m ² ②3,500 m ² ③18,700 m ² ④12,000 m ² ⑤2,905 m ²
建物構造	③鉄筋コンクリート観覧席 ⑤鉄筋コンクリート造鋼板葺屋根一部陸屋根
延床面積	③184.00 m ² 、⑤2,957.32 m ²
施設内容	①野球場（中堅 110m、両翼 87m、夜間照明設備） ②テニス場（砂入人工芝コート 4.5 面） ③陸上競技場（400mトラック 8 コース）、放送室、小会議室、倉庫、医務室、本部室、器具庫 他 ④多目的広場（約 9,000 m ² ）、屋外便所 ⑤一般プール（25m×6 コース）、幼児用プール（10m×4m）、ジャグジープール、更衣室、シャワー室、多目的運動場（540 m ² ） 他
開設年月	①昭和 59 年 3 月 ②昭和 59 年 3 月 ③昭和 59 年 3 月（平成 6 年 7 月築） ④昭和 59 年 3 月 ⑤平成 9 年 6 月（平成 9 年 3 月築）
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。

(2) 田の浦公園

施設の名 称 及び所在地	①青少年研修広場ソフトボール場 浜田市三隅町西河内 1238 番地 ②バースハウス 浜田市三隅町西河内 1284 番地 ③オートキャンプ場 浜田市三隅町西河内 1315 番地
敷地面積	①8,500 m ² ②213 m ² ③6,750 m ²
建物構造	②鉄筋コンクリート造方行屋根シート防水葺
延床面積	②190.08 m ²
施設内容	①ソフトボール場 (1 面) ②バースハウス 2 棟、シャワー室、更衣室 ③オートキャンプ場 (16 区画)、炊事棟、トイレ棟、シャワー棟
開設年月	①平成元年 3 月 ②平成 7 年 3 月 (平成 7 年 3 月築) ③平成 14 年 5 月
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に 寄与する。

4 浜田市岡見スポーツセンター

所在地	浜田市三隅町岡見 4603 番地
敷地面積	1,948.85 m ²
建物構造	鉄骨造平家建銅板葺
延床面積	928.77 m ²
施設内容	玄関ホール、アリーナ、会議室、和室、ミーティングラウンジ、湯沸 室、更衣室、器具庫、便所
開設年月	平成 8 年 4 月 (平成 8 年 4 月築)
設置目的	スポーツを通じた健康づくりを促進するとともに、市民の交流を図 ることにより、健全な心身の育成に寄与する。

議案第78号 指定管理者の指定について(浜田市世界こども美術館創作活動館)

[施設所管課] 教育委員会 文化振興課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	平成29年4月1日～ 令和2年3月31日 (3年間)	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日 (5年間)
指定管理料	217,452,000円 (3年間の合計金額)	340,997,000円 (5年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要 (令和元年10月8日現在)

名称	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団 (理事長 竹中 弘忠)
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月1日
基本財産	75,000,000円
従業員数	47人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市世界こども美術館創作活動館
所在地	浜田市野原町859番地1
敷地面積	7,100㎡
建物構造	鉄骨耐火構造5階建陸屋根
延床面積	3,609㎡
施設内容	1階 創作室、図書室 2階 館長室、会議室、事務室、学芸員室、収蔵庫、ミュージアムショップ 3階 多目的ホール、展示室 4・5階 展示室
開設年月	平成8年11月(平成8年1月築)
設置目的	子供の美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子供たちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化の振興に寄与する。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため

議案第 79 号 指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	126,303,000 円 （3 年間の合計金額）	200,523,000 円 （5 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要

（令和元年 10 月 8 日現在）

名称	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団（理事長 竹中 弘忠）
所在地	浜田市黒川町 4175 番地
設立	平成 8 年 7 月 1 日
基本財産	75,000,000 円
従業員数	47 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市立石正美術館
所在地	浜田市三隅町古市場 589 番地
敷地面積	5,577.01 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建切妻屋根（瓦葺）
延床面積	1,977.14 m ²
施設内容	本館 1階 展示室、収蔵庫、受付ロビー、ギャラリー、事務室、 ショップ、創作室、館長室、アトリエ等 新館 1階 展示室、プロムナード 2階 収蔵庫・書庫等
開設年月	平成 13 年 4 月（平成 12 年 3 月築）
設置目的	美術に関する市民の知識及び文化の振興に寄与する。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため

議案第 80 号 指定管理者の指定について（石央文化ホール）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	148,951,000 円 （3 年間の合計金額）	275,562,000 円 （5 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要

（令和元年 10 月 8 日現在）

名称	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団（理事長 竹中 弘忠）
所在地	浜田市黒川町 4175 番地
設立	平成 8 年 7 月 1 日
基本財産	75,000,000 円
従業員数	47 人

3 施設の概要

施設の名称	石央文化ホール
所在地	浜田市黒川町 4175 番地
敷地面積	2,626 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建陸屋根
延床面積	5,689 m ²
施設内容	1 階 舞台、客席、ホワイエ、展示ホール、楽屋、事務室 2 階 客席、小ホール、楽屋 3 階 客席、会議室、事務室
開設年月	平成 6 年 4 月（平成 6 年 3 月築）
設置目的	浜田地域の文化振興を図る。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため

議案第 81 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅デイサービスセンター）

〔施設所管課〕 三隅支所 市民福祉課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日（3 年間）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日（3 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要（令和元年 8 月 26 日現在）

名称	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会（会長 大谷 克雄）
所在地	浜田市野原町 859 番地 1
設立	平成 17 年 9 月 30 日
基本財産	5,000,000 円
従業員数	164 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市三隅デイサービスセンター
所在地	浜田市三隅町向野田 1880 番地 3
敷地面積	4,333.11 m ²
建物構造	鉄骨造平家建亜鉛メッキ鋼板葺
延床面積	512.81 m ²
施設内容	デイルーム、療法室、厨房、相談室、浴室、特別浴室、脱衣室、和室、事務室、更衣室、便所、器具庫 他
開設年月	平成 7 年 4 月（平成 7 年 3 月築）
設置目的	高齢者の在宅福祉の向上を図る。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	公募 〔公募期間〕 令和元年 7 月 18 日～同年 8 月 27 日 〔申請者〕 2 者
選定委員会の審査	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 7 日に開催し、委員 10 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 4 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 浜田市社会福祉協議会 713 点／1,000 点満点（平均 71.3 点） 2 位 A 者 591 点／1,000 点満点（平均 59.1 点）
選定理由	浜田市指定管理者選定委員会の答申を踏まえて提案内容、類似施設運営実績及び経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため

■採点結果（参考）

得点は選定委員会委員 10 人の平均点

審査項目（◆審査基準）	配点	浜田市社会 福祉協議会	A者
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20点	14.0点	13.2点
2 利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5点	3.8点	3.2点
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者へのサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。	20点	14.4点	13.2点
4 施設の管理を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20点	15.6点	10.0点
5 各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	10点	7.4点	5.4点
6 安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は確実に整備されているか。	10点	6.8点	6.0点
7 収支計画及び納付金 ◆収支計画の内容は妥当か。 ◆納付金の提案の有無及び提案額	15点	9.3点	8.1点
合 計	100点	71.3点	59.1点

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

〔施設所管課〕 旭支所 市民福祉課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	社会福祉法人 旭福社会	社会福祉法人 旭福社会
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （3 年間）
指定管理料	1, 468, 518 円 （3 年間の合計金額）	1, 509, 000 円 （3 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要

（令和元年 10 月 23 日現在）

名称	社会福祉法人 旭福社会（理事長 大倉 美知男）
所在地	浜田市旭町本郷 362 番地 6
設立	平成 12 年 11 月 13 日
基本財産	838, 239, 055 円
従業員数	役員 8 人、職員 69 人（内常勤 43 人、非常勤 26 人）

3 施設の概要

施設の名称	浜田市あさひやすらぎの家
所在地	浜田市旭町本郷 362 番地 23
敷地面積	545.06 m ²
建物構造	木造平屋建瓦葺
延床面積	162.35 m ²
施設内容	玄関ホール、事務室、居室6、ダイニング、キッチン、浴室、便所
開設年月	平成 15 年 4 月（平成 15 年 2 月築）
設置目的	日常生活に不安を持つ高齢者への生活指導及び生活支援を行うことにより介護予防を推進し、高齢者の健康を保持するとともに、共同生活を通じて社会的孤立感の解消を図る。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	この法人は、特別養護老人ホームあさひ園の管理運営を目的に設立された法人であり、平成 21 年度から指定管理者として、やすらぎの家の管理運営に携わり、業務に精通している。また、地域住民の多様なニーズにも対応できる専門的な知識を有し、地域福祉サービスの質の向上が期待できるため